

飼養豚への豚コレラの予防的ワクチン接種に伴う
香港、マカオ、シンガポール、ベトナム及びタイ向け豚肉の輸出継続に係る
追加条件及び手続について

(作成日) 令和元年10月23日

1 目的

本文書は、香港、マカオ、シンガポール、ベトナム及びタイ向けに輸出する豚肉につき、以下の要綱又は要領に追加して、令和元年10月23日より農林水産省消費・安全局長が新たに通知するまでの間、遵守すべき追加条件及び手続を定めたものである。

- ・ 対香港輸出肉を取り扱おうと畜場および食肉処理場の認定要領（昭和44年4月7日環乳第7024号厚生省環境衛生局長通知）
- ・ 対マカオ輸出豚肉取扱要領（平成22年11月8日食安発1108第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
- ・ 対シンガポール輸出食肉の取扱要領（令和元年5月31日付け生食発0531第4号・元消安第470号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官／農林水産省消費・安全局長通知）
- ・ 対ベトナム輸出食肉の取扱要綱（平成26年2月27日食安発0227第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
- ・ 対タイ輸出豚肉の取扱要綱（令和元年8月8日付け生食発0808第2号・元消安第1775号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官／農林水産省消費・安全局長通知）

2 用語の定義

- (1) 「豚コレラワクチン接種都道府県」とは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第6条第1項に基づく予防的ワクチン接種の実施を都道府県知事が命じた都道府県をいう。
- (2) 「豚コレラ発生都道府県」とは、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針第5章2に基づく患畜又は疑似患畜が確認された都道府県をいう。ただし、最終発生の防疫措置完了後、最低3ヶ月間を経過し、輸出先国・地域と協議の上、輸出再開された都道府県を除く。
- (3) 「と畜場等」とは、と畜場及び食肉処理施設をいう。
- (4) 「生産」とは、豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）が産出及び飼養されることをいう。

3 追加輸出要件

- (1) 豚コレラワクチン接種都道府県及び豚コレラ発生都道府県以外で、生産かつ処理をされた豚に由来する豚肉であること。
- (2) 豚コレラ発生都道府県以外の豚コレラワクチン接種都道府県においては、ワクチン接種を開始した日以降に当該都道府県において生産又は処理された豚に由来する豚肉ではないこと。
- (3) 豚コレラのワクチン接種を行った豚等又はその豚等に由来する枝肉等を受け入れていないと畜場及び食肉処理施設において処理された豚肉であること。

4 追加手続

- (1) 香港、マカオ、シンガポール、ベトナム又はタイに豚肉を輸出しようとする者は、動物検疫所に対し、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 52 条に定める輸出検査申請書に、別紙様式書類を添えて輸出検査を申請する。
- (2) 動物検疫所は、法第 45 条第 1 項に基づく輸出検査の結果、当該国又は地域向けに輸出が可能なものであることが確認できた豚肉に対して、同条第 3 項に基づき輸出検疫証明書を交付する。

令和 年 月 日

動物検疫所長 殿

申請者の名称：

住所：

対 [マカオ/シンガポール/ベトナム/タイ] 輸出豚肉について

「飼養豚への豚コレラの予防的ワクチン接種に伴う香港、マカオ、シンガポール、ベトナム及びタイ向け豚肉の輸出継続のための追加条件及び手続について」（令和元年10月23日付消安第2967号の別添）4の規定に基づき、私（申告者）は、下欄1の豚肉について、下欄2から5を満たしていることを申告します。

1. 輸出する製品

食肉衛生証明書番号：

輸出検査申請番号：

と畜年月日： 年 月 日

2. 上記の製品は、[豚コレラ発生都道府県] ※以外で生産及び処理された豚に由来するものです。
3. 上記の製品は、[豚コレラワクチン接種都道府県] ※以外に位置すると畜場及び食肉処理施設で処理をされた豚肉です。
4. 豚コレラ発生都道府県以外の豚コレラワクチン接種都道府県においては、ワクチン接種を開始した日以降に当該都道府県において生産又は処理された豚に由来するものではありません。
5. 1. の食肉衛生証明書に記載されたと畜場では、豚コレラのワクチン接種を行った豚を受け入れていないこと、また、同様に食肉処理施設では、豚コレラのワクチンを接種した豚に由来する枝肉を受け入れていないことを確認しました。

以上の申告内容について事実と相違ありません。

* [] 内の都道府県名については農林水産省動物検疫所のHPで確認すること。

令和 年 月 日

動物検疫所長 殿

申請者の名称：

住所：

対香港輸出豚肉について

「飼養豚への豚コレラ予防的ワクチン接種に伴う香港、マカオ、シンガポール、ベトナム及びタイ向け豚肉の輸出継続のための追加条件及び手続について」（令和元年10月23日付消安第2967号の別添）4の規定に基づき、私（申告者）は、下欄1の豚肉について、下欄2から5を満たしていることを申告します。

1. 輸出する製品の詳細

輸出検査申請番号	
と畜場の名称	
と畜場の所在地	
と畜年月日	
食肉処理場の名称	
食肉処理場の所在地	

2. 上記の製品は、[豚コレラ発生都道府県]*以外で生産及び処理された豚に由来するものです。
3. 上記の製品は、[豚コレラワクチン接種都道府県]*以外に位置すると畜場及び食肉処理施設で処理をされた豚肉です。
4. 豚コレラ発生都道府県以外の豚コレラワクチン接種都道府県においては、ワクチン接種を開始した日以降に当該都道府県において生産又は処理された豚に由来するものではありません。
5. 1.に記載されたと畜場では、豚コレラのワクチン接種を行った豚を受け入れていないこと、また、上記食肉処理施設では、豚コレラのワクチンを接種した豚に由来する枝肉を受け入れていないことを確認しました。

以上の申告内容について事実と相違ありません。

* [] 内の都道府県名については農林水産省動物検疫所のHPで確認すること。